

いわき市農業委員会第40回総会議事録

会長 草野庄一は、令和6年6月21日（金曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター2階中会議室1・2にて開催した。

1 出席者（計35名）

(1) 農業委員（24名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典		

(2) 事務局（11名）

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者

なし

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (中村次長)	それでは、議事に入ります。 議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。 草野会長、よろしくお願いいたします。
議長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。 まず、本日の通告欠席者はございません。 現在、委員24名中24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 只今より、いわき市農業委員会40回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号15番新妻信夫委員、議席番号16番平田敬一委員、以上2名の委員をお願いいたします。 また、書記は事務局をお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局 (中村次長)	【議案書2～3ページにより会務報告】
議長 (草野会長)	これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。 総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。 次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (赤津係長)	特に取下げ、追案等はありません。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号12番、生田目祥明委員が該当しております。

生田目委員には、当該議案審議の際に一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

説明に入ります前に資料の訂正がございます。

議案説明書2ページをお開きください。

番号3番、番号4番及び番号5番について、申請人より取下願出書が提出されましたので、削除願います。

また、この取下により、3ページ下部の合計面積が変更となります。

田「4,525 m²」を「1,186 m²」へ、畑「2,084 m²」を「1,259 m²」へ、合計「6,609 m²」を「2,445 m²」へ、それぞれ訂正願います。

改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書2ページをご覧ください。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番、番号2番につきましては、売買による所有権の移転、番号6番につきましては、贈与による所有権の移転となります

以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田1,186 m²、畑1,259 m²、合計2,445 m²となります。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

17番
箱崎委員

番号1番、番号2番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局 (千葉主事)	番号6番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案説明書の5ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の6ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は6ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4002番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、説明いたします。 番号1番、申請人の住所・氏名は、小名浜岡小名、(氏名は不表示)です。 申請土地の表示は小名浜岡小名、計7筆、登記地目は田及び畑、転用面積は、田3,254.71㎡、畑584.59㎡、計3,839.30㎡です。 転用目的は、農地改良工事に伴う一時転用です。 申請理由ですが、周囲が宅地化されたことに伴い、ここ数年はまとまった雨が降るたびに申請地全面が浸水するようになり、稲作に不適であることから、申請面積のうち3,710.17㎡に1.0mの盛土を施し、畑に改良する目的で今回の申請に至ったものです。 工事完了後は、主にねぎを作付けする予定となっております。 なお、本案件につきましては、転用面積が30アールを超えておりますが、市街化区域内の農地であることから、農地法に基づく福島県農業会議の意見聴取は不要となる旨県農業会議と調整済みです。

事務局 (浅川主査)	以上1件、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。 説明は、以上です。
議長 (草野会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。
事務局 (浅川主査)	番号1番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
2番 四家（誠） 委員	水田に1mの盛土をして、畑の高さにするという申請内容だと思いますが、近隣農地への土砂流出の恐れはないのでしょうか。
事務局 (浅川主査)	許可申請書によりますと、「畑に整地した後の法面について、土羽内を1:1.5の勾配とし、十分な転圧をして土砂の流出を防止する」となっております。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案の説明に入る前に、案件の取下げについて、ご説明いたします。 議案説明書の8ページをお開きください。 番号3番、番号5番、番号6番及び9ページの番号12番、いずれも株式会社ウエストエネルギーソリューションが譲受人となっている4案件について、「申請内容の再検討をしたい」との理由により、取下げの意向が示さ

事務局
(浅川主査)

れましたので、削除願います。

これにより、今月の5条許可申請の合計面積が変更となります。

田の面積が 11,537.00 m²から 7,977.00 m²へ、畑の面積が 6,669.35 m²から 3,605.35 m²へ、合計面積が 18,206.35 m²から 11,582.35 m²へ変更となります。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書は、8ページから10ページになります。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5014番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平沼ノ内、畑、297 m²、駐車場敷地及び資材置場、所有権の移転。

番号2番、平下高久、畑、266 m²、分家住宅、使用貸借権の設定。

番号4番、小浜町、畑、536 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号7番、小浜町、田、911 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号8番、小浜町、田、1,930 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号9番、小浜町の2筆、いずれも田、計1,190 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号10番、勿来町、田、989 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号11番、内郷高野町、田、1,223 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号13番、四倉町、田、452 m²、分家住宅、使用貸借権の設定。

番号14番、遠野町上遠野、田、1,282 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号15番、遠野町上遠野、畑、913 m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号16番、三和町下三坂の一部、畑、367.35 m²、農家住宅、所有権の移転。

番号17番、山田町の2筆、いずれも畑、計1,226 m²、残土仮置場としての一時転用、賃借権の設定です。

なお、番号17番は、必要な許可を経ずに、既に転用がなされている案件であり、その経緯について説明します。

設定人である(氏名は不表示)は、本業が多忙であったことから、申請地での耕作を中断していたところ、山田町近辺で残土仮置場として使用できる土地を要していた被設定人(株式会社中山組)とマッチングし、令和5年9月から令和7年9月までの期間で土地賃貸借契約を締結しました。

契約締結時、「期間満了により土地を返還する際は、原状回復すること」を条件としましたが、被設定人・設定人ともに、「一時的な農地転用で、契約終了の際に農地への復元を行えば、農業委員会の許可は不要である」と

事務局
(浅川主査)

誤認し、許可を得ることなく、令和5年9月から申請地を残土仮置場として使用している状況とのことでした。

これらのことから、被設定人・設定人の農地法に対する理解が不十分だった点が今回の事後許可申請に至った原因であり、故意によるものとは言えず、また、申請の際に提出された顛末書に「今後は二度とこういったことがないように、農地転用許可制度への理解を深め、農地法をはじめ関係法令を遵守するとともに、農地を農業以外の用途に使用する場合には、事前に農業委員会へ相談することを徹底する」旨再発防止策が記載されていること、さらには後ほど報告する現地調査の結果等を加味し、現況で許可することの可否について、ご審議をお願いするものです。

以上13件、面積は、田7,977.00㎡、畑3,605.35㎡、合計11,582.35㎡となります。

申請内容を精査した結果、今回の申請箇所は、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

18番
鈴木（義）
委員

番号1番、番号2番、番号4番、番号7番から番号11番、番号13番から番号16番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

一時転用案件である番号17番について、必要な許可を経ずに転用がなされた経緯を踏まえ、現地調査を行いました。

その結果、農地区分に応じた立地基準を満たしており、土地利用状況について、災害防止策を講じていること、農業用排水施設の有する機能及び周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼしていないことを確認いたしました。

また、農地復元計画の内容も妥当であることから、当該転用申請について、現況のまま許可することもやむを得ないと考えます。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、「番号1番、番号2番、番号4番、番号7番から番号11番、番号13番から番号16番は特に問題なく、事後許可申請である番号17番については、現況のまま許可することもやむを得ない」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

6 番
藁谷委員

番号 9 番について、伺います。
これは以前、不許可となった案件の再申請かと思います。
図面にある「既存水路」の取扱いが不許可の理由であったはずですが、
どうなったのでしょうか。

事務局
(浅川主査)

申請時に、代理人を通じて譲受人側から聴取しましたところ、この水路
については、農業用の用排水路ではないということでした。

また今回、「当該水路について、その機能が失われたとしても、周辺農
地へ支障を及ぼすおそれがない」との地元区長からの意見書が添付されて
おります。

当該水路については、現状のまま残し、その上にパネルを設置する計画
になっておりますが、「パネルの脚の高さを調整するなどして、管理でき
る状況で残します」とのことでしたので、前回、不許可となった状況から
は改善されたと事務局では判断しております。

6 番
藁谷委員

確認ですが、水路としては残さないということでしょうか。

事務局
(浅川主査)

譲受人側としては、水路は埋めずに現状のまま残すという考えとのこと
です。

6 番
藁谷委員

はい、わかりました。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 3 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございま
せんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画
変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の 7 ページをお開き願います。

【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の 11 ページをお開き願います。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申

事務局
(櫛田主査)

請について」、ご説明いたします。

議案説明書の12ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は40ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5030番の次、左上に事業計画変更と記載があるページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番から番号7番まで同一事業者による案件ですので、まとめて説明いたします。

申請人の住所・氏名は、大阪府大阪市、株式会社ES-MIRAIです。

転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、「事業の操業期間又は施設の利用期間」であり、当初予定期間から、番号4番だけが、令和6年5月8日まで期間を延伸するものであり、その他については、令和6年3月31日まで期間を延伸するものです。

期間を延伸することとなりました理由については、番号1番が、軟弱地盤による判断に時間を要したことから、工事進捗に遅れが生じたため、期間を延伸する必要性が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。

番号2番については、地中障害物撤去と、軟弱地盤による杭打設に時間を要したことから、工事進捗に遅れが生じたため、期間を延伸する必要性が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。

番号3番から7番までについては、施工業者とのスケジュール調整が予定どおりに進まなかったことから、工事進捗に遅れが生じたため、期間を延伸する必要性が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。

説明は、以上となりますが、引き続き浅川から補足説明をいたします。

事務局
(浅川主査)

今回の「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、私から補足説明します。

株式会社ES-MIRAIに対し、昨年度において、太陽光発電設備の設置を目的とする農地転用許可を計30件行っております。

今回は、その30件のうちの7件について、当初の事業計画どおりに工事が進まなかったとのことで、事業計画変更申請がなされたものです。

その経緯等について、説明します。

農地転用許可の際、申請者に交付する「転用許可指令書」には、「申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること」、「許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること」が許可条件として付されております。

また、同じく注意事項として、申請書に記載された事業計画、これには、「用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。」とされておりますが、「事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、農地

事務局
(浅川主査)

法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命じることがある」旨明示されております。

これは、「申請書に記載された事業期間に従って転用事業を進めない場合は、許可の取消や原状回復命令を受けることがある」ということです。

この点に関して、福島県農業担い手課が作成した「農地法関係事務処理の手引」には、工事の着手または完了の時期が 3 か月以上遅延している場合において、申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあるときは、事業計画変更の手続きを取らせるべく示されております。

また、許可に係る転用事業を完了させる見込みがなく、かつ、事業計画変更になじまないものについては、実務上、「農地法関係事務処理の手引」に基づき、許可処分の取消願出をするよう指導しているところです。

今回の案件について、昨年度、株式会社 ES-MIRAI が許可から 3 か月後に提出した工事進捗状況報告において、「工事進捗率：0 パーセント」となっているものが複数あったことから、令和 5 年 12 月 12 日、報告の添書に記載されていた先方の担当者 2 名に対し、「許可申請書に記載された工事期間の終期までに竣工が間に合わないときは、場合によっては事業計画変更が必要となる」旨記載した電子メールを当方から送付したうえで、複数回架電して状況を確認しましたが、「事業計画変更申請を行う準備をしている」、「直接の工事担当ではないので、個別案件の詳細は分からない」との回答でした。

その後、株式会社 ES-MIRAI より、行政書士を通じて新規の転用相談がありました。が、「当初の事業計画どおりに工事が完了していない案件が複数ある限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は乏しいと言わざるを得ず、この問題が解決しない限りは許可を得られる見込みはない」旨指摘したところ、令和 6 年 2 月 26 日受付締切分以降、株式会社 ES-MIRAI による農地転用許可申請は、現在に至るまで 4 か月中断されております。

本年度、令和 6 年 4 月に入ってから、工事の進捗が遅延していた案件の工事完了報告の提出があったものの、本来であれば事業計画変更が必要であるべきところ、変更申請を経っていないものが含まれていたことから、着工または完工が 3 か月以上遅延した案件については、事後でも事業計画変更申請を行うよう指導した結果、5 月 27 日付けで 7 件の事業計画変更申請書の提出があったものです。

このほか、未着工の案件に関して、四倉町上岡の案件は、先月の第 39 回総会の議案第 5 号において、願出による許可処分の取消についてご審議いただき、可決されたところです。

また、小名浜上神白と常磐三沢町の 2 案件については、所有権移転登記の解消等ができ次第、許可処分の取消願出をするとのことでした。

事務局による現地調査の結果、今回申請のあった 7 案件については、許

事務局 (浅川主査)	可申請時に添付された土地利用計画図どおり施工されていることを確認しましたので、今回は農地法第 51 条第 1 項を適用せず、「今後こういったことがないように、転用候補地の選定を含め、事業計画を十分に立てたうえで転用申請を行うこと」との厳重注意を付して、当該事業計画変更を事後承認するのが適当であると思料します。 なお、今回の件を踏まえ、当農業委員会における今後の対策としまして、令和 6 年 6 月 26 日受付締切分以降の全ての農地転用許可申請に対し、「①以前、転用許可を受けたものの、工事未完了案件（一時転用中の案件を含む）がある場合は、許可申請時に、工事未完了案件に係る転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込み等の報告を必須とすること」、「②転用事業者（4 条許可申請は申請者、5 条許可申請については譲受人または被設定人）に対し、許可後の工事進捗状況・完了報告に関連して、その内容の確認等をする場合があることから、許可申請時に、転用事業をつぶさに把握し得る者を「転用事業進捗状況等管理者」として、その連絡先等を報告させること」、「③同一転用事業者による転用申請が、当該月に複数なされた場合には、必要に応じて、その申請案件全てを網羅した「工程管理表」の提出を求めること」、この 3 点について、適用したいと考えております。 補足説明は、以上です。
議長 (草野会長)	只今、議案第 4 号について、事務局より、現地調査の結果及び今後の対策等を含め、説明がありました。
議長 (草野会長)	「今回は、厳重注意を付して、事業計画変更を事後承認するのが適当である」とのことですが、これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
2 番 四家（誠） 委員	番号 2 番について、お伺いいたします。 「地中障害物」とは、具体的にどのようなものが出てきたのでしょうか。
事務局 (浅川主査)	事業計画承認申請中、障害物の具体的な記載はなく、事務局では把握しておりません。
18 番 鈴木（義） 委員	番号 1 番から番号 7 番まで、全ての案件が変更した日程通りに完了したということによろしいでしょうか。
事務局 (浅川主査)	今回変更申請のあった 7 件については、番号 4 番のみ 5 月 8 日に、それ以外の 6 件は 3 月 31 日までに竣工しております。
	事務局で現地調査を行い、竣工を確認しているところです。

23番
木幡委員

事務局説明の最後にあった「今後の対策3点」について、口頭では分りにくかったので、文章にしたものをいただけるとありがたいです。

事務局
(浅川主査)

文章にしたものをご提供いたします。

議長
(草野会長)

それから、先ほどの四家委員からの質問について、どういった障害物だったのか、事務局にて確認していただきたいと思います。

12番
生田目委員

撤去した障害物を、その後どうしたのかも確認していただきたいと思います。

その場に放置したのか、処分したのか、併せて確認願います。

事務局
(浅川主査)

承知しました。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」審議をいたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号12番、生田目祥明委員が該当しております。

生田目委員には、一時退出をお願いいたします。

【生田目委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

議案説明に入る前に資料の訂正があります。

議案説明書19ページ、番号2番の貸し手について、総会審議前に亡くなりましたことから、削除となります。

併せて20ページ、番号18番の内容についても記載内容の変更となりますことから、本日配布をさせていただきました資料5をお手元にご準備ください。

議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」、説明をさせていた

事務局 (鈴木主査)	できます。 それでは、資料5により説明を行います。 3ページをお開きください。 第2号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農地を借り手に転貸する事案でございます。 実施地区は、平、勿来、内郷、遠野、好間、川前、久之浜・大久、借り手13名、貸し手15名、対象筆数、田21筆、畑7筆、面積、田36,208㎡、畑6,561㎡となっております。 なお、総会資料4ページの詳細な説明は、省略させていただきます。 以上、計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の要件を満たしていると考えます。 説明は、以上です。
議長 (草野会長)	只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木（義） 委員	番号17番について、お伺いいたします。 借り手の住所地が茨城県鉾田市ですが、どうやって平中塩の農地を耕作するのか詳しくお伺いしたいと思います。
事務局 (鈴木主査)	番号17番の借り手、株式会社AGRIにつきましては、人材派遣業を営んでおりまして、併せて農業経営も行っている会社です。 いわき市では、主に外国人の方を労働者として雇用し、農業経営を行っているところです。 勿論、農業機械についても、鉾田市から運んできて作業を行うと聞いております。
18番 鈴木（義） 委員	もう少し詳しく、どういった作物を栽培するのか、どういう農業機械を使うのか、何処の国の外国人を何名雇用するのか、お伺いします。
事務局 (鈴木主査)	作物については、ハウス栽培で作れる物ということで、メロン、ネギを栽培すると聞いております。 また、そういった作物を栽培する機械を持っていると聞いております。 なお、外国人の国籍と雇用人数については、事務局では聞いておりませんでした。
18番 鈴木（義） 委員	今の説明では、私は不安です。 もっと状況を確認したうえで、許可するべきだと思います。

20番 坂本委員	外国人を雇用するとのことですが、日本人の監視員はいるのでしょうか。 私の仲間内でも、外国人を雇用していたが、逃亡されてしまい何処に行ったか分からないというケースがありました。 そういったケースが生じないよう確認したほうがよいと思います。
議長 (草野議長)	これらの質問に対し、事務局で公社に確認することはできますか。
事務局 (鈴木主査)	外国人の国籍や監視員の存在については、公社からいただいた書類では確認できません。 この案件については、次月以降の対応とするのであれば、それまでにご質問の内容を確認し、総会で報告したうえで、再度ご審議いただきたいと思います。
議長 (草野会長)	それでは、この案件については、審議保留とし、次回再審議することによってよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声あり】
事務局 (鈴木主査)	補足説明いたします。 番号17番については、借り手の記載でございます。 資料には、貸し手の記載もございます。 貸し手の番号2番についても、併せて審議保留とさせていただきたいと思います。
議長 (草野会長)	よろしく申し上げます。 そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第5号について、番号2番、番号17番については、審議保留とし、そのほかについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」は、只今の説明のとおり可決いたします。 それでは、生田目委員、入室願います。 【生田目委員、入室】 次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の9ページをお開き願います。 【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

議案第6号について、説明させていただきます。

資料24ページをお開きください。

議案第6号につきましては、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律（第19条第3項の規定）により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

なお、本総会での意見徴収後は、市を通して福島県により公告を行うものです。

次のページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により農地中間管理権を取得している農地について新たに借受者を設定するものです。

実施地区は、四倉、借り手1名、対象筆数、畑2筆、面積625㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしているものと思われます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第7号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

15時00分まで休憩とします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

議案第7号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

まず、先月の総会で議決いただいた内容の訂正がございます。

5月分のNo.3番、2ページの案件になりますが、当初は、非農地判断を行うことを確認していましたが、総会議決直後に、地権者から農地に再生し利用しているとの申し出がありました。

事務局で現地を確認し、農地に還元されていることを確認したため、非農地通知から除外しております。

事務局
(金成主査)

このため、5月分について、田2筆が除外となり、田15筆4,848㎡、畑9筆3,750㎡、合計24筆8,598㎡となります。

次に、4ページをお開き願います。

6月分の案件になります。

番号1番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、遠野・田人地区審議会の委員において実施しております。

なお、当初の議案説明書では、三和町の案件も計上しておりましたが、地権者の確認等が十分でないため、今月の判断を見送っております。

6月分は、田5筆18,684㎡、合計5筆18,684㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(草野会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

9番
油座委員

番号1番について、遠野・田人地区審議会の、生田目祥明委員、大竹保男委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第8号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の11ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

それでは、ご説明いたします。

今月28日に市への提出を予定しております「農地等利用最適化推進施策

事務局
(鯨岡係長)

の改善に関する意見」につきましては、昨年度末から各地区審議会の幹事長及び副幹事長から構成されます地区審議会幹事会を主体として協議を重ねて参りました。

今月 11 日には、今年度 3 回目の地区審議会幹事会を開催し、意見の最終案として取りまとめたものが本日お配りしております資料 2－1 でございます。

今回お配りしております最終案につきましては、前回の総会でお示した案と比べて内容的に大きな変更はございませんが、文中で記載されている制度の名称を正式名称に合わせて統一したほか、できるだけわかりやすいような文章とするために、言い回しや句読点の修正等を行っております。

修正点の詳細な説明については省略させていただきますが、具体的な修正箇所については資料 2－2 をご覧いただきますようお願いいたします。

なお、本日の総会において、意見についての議決をいただいた後は、来週 28 日金曜日に草野会長、蛭田職代、更に今回の意見策定にご尽力いただきました地区審議会幹事会を代表しまして、代表幹事の蛭田金治農地利用最適化推進委員並びに副代表幹事である渡邊弘幸推進委員にご同席いただいた上で、市長に意見を提出する予定となっております。

また、市長に意見を提出した後は、同日中に、市議会の正副議長に対しても意見についてご説明し、その上で、他の市議会議員の皆様にも情報提供をさせていただくこととなっております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第 8 号について、事務局より説明がありました。

これまで地区審議会幹事会において協議し、取りまとめたものの最終的な確認となります。

また、意見書の字句、その他整理を要するものについては、会長一任とさせていただくことを申し添えます。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木（義）
委員

資料 2－1 の(5)に、磐城農業高校の記載がありますが、皆さんご存じのとおり、いわき駅から末続駅までの区間に高校がなくなってしまいます。

いわき市の北部の農業に関心のある生徒は、ふたば未来高校に通うしかありません。

ふたば未来高校も記載すべきとは言いませんが、そういった状況であることを情報共有したいと思います。

議長
(草野会長)

貴重なご意見として、次回の協議に役立てたいと思います。

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 8 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

議長
(草野会長)

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（いわき市農地利用最適化推進委員候補者について）を説明】

それでは、資料3をご覧ください。

第18期農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、候補者の評価を行いましたので報告いたします。

当該資料は、評価委員会における評価結果を示した表となりますので、ご確認ください。

平1区地区、定数4名、木村茂、富岡正治、新妻信夫、根本俊男。

平2区地区、定数4名、三戸豪士、宍野正秋、村田裕、渡邊弘幸。

小名浜・常磐地区、定数3名、大和田紀幸、菅野嘉晴、吉田忠夫、次点：齊藤憲雄。

勿来地区、定数5名、櫛田耕平、齋藤元明、佐藤純一、三戸進、蛭田金治、次点：大井川和洋、田邊武喜。

内郷・好間・三和地区、定数4名、阿部克典、草野一茂、松本正美、吉野政道。

四倉・久之浜・大久地区、定数5名、愛川卓司、遠藤定幸、岡田光男、酒井邦夫、根本重光。

なお、古市邦夫氏は併願者であり、農業委員に決定しております。

次に、遠野・田人地区、定数4名、大竹保男、折笠孝男、永瀬雅則、緑川利康、次点：平子正之。

小川・川前地区、定数3名、佐藤智春、白石保基、矢内安宏、次点：湯下久之、以上となります。

なお、農地利用最適化推進委員の正式決定は、7月9日開催予定の第18期いわき市農業委員会第1回総会の議決後となります。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

次に、報告第2から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の29ページから33ページをお開き願います。

今月の報告件数は20件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田 66,663.32 m²、畑 19,154.00 m²、合計 85,817.32

事務局 (蛭田係長)	㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の 14 ページをお開き願います。 【報告第 3 号を朗読し、報告事項（農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について）を説明】 議案説明書の 35 ページから 39 ページをお開き願います。 今月の報告件数は 16 件、転用面積は、田 13,479 ㎡、畑 3,609 ㎡、合計 17,088 ㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の 15 ページをお開き願います。 【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】 議案説明書の 41 ページから 46 ページをお開き願います。 今月の報告件数は 32 件、面積は、田 107,268.91 ㎡、畑 2,260 ㎡、合計 109,528.91 ㎡です。 以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	次に、報告第 5 号について、事務局の説明を求めます。
事務局 (赤津係長)	議案書の 16 ページをお開き願います。 【報告第 5 号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】 議案説明書の 47 ページから 48 ページをお開き願います。 今月の交付件数は 3 件、内訳は、全て「相続税の納税猶予」です。 面積は、田 17,116.68 ㎡、畑 9,137.00 ㎡、合計 26,253.68 ㎡です。 以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。 次に、その他に入ります 始めに、事務局から何かありますか。
事務局 (蛭田係長)	【資料 4】 7 月の現地調査担当委員について ⇒ 上記資料により、現地調査の日程と担当委員について説明した。
事務局 (赤津係長)	【資料 6-1 ～ 2】 第 17 期農業委員・推進委員慶弔費の決算報告等について ⇒ 上記資料により、慶弔費及び研修旅行積立の決算報告を行った。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第 40 回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号3番から番号5番まで取下げ、そのほか原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請についてについて	番号3番、番号5番、番号6番、番号12番は取下げ、そのほか原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	事務局が示した今後の対策等を含め、原案のとおり可決
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	番号2番、番号17番は審議保留、そのほか原案のとおり可決
第6号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第7号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第8号	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	いわき市農地利用最適化推進委員候補者について
第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

12 生田目 祥明

6 本総会の閉会時刻

午後15時40分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

15 新妻 信夫

16 平田 敬一